

東京都北区掲示板広告掲載取扱要領

18北地地第154号

平成18年7月13日部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、東京都北区広告掲載取扱要綱（平成18年6月1日区長決裁18北政広第81号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、東京都北区掲示板設置及び修繕に関する要綱（平成31年3月6日区長決裁30北地地第3208号）に規定する東京都北区掲示板（以下「区掲示板」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲及び基準)

第2条 区掲示板に掲載することができる広告の範囲及びその基準（以下「基準等」という。）は、要綱第5条から第9条までに定めるもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 掲示板本来の表示目的を阻害すると認められるもの
- (2) 歩行者及び運転者をげん惑させるおそれがある発光するもの、蛍光色を使用したもの、又は反射効果を有するもの

(広告の方法)

第3条 広告は、区掲示板に取り付けた広告板（以下「広告板」という。）に掲載するものとする。

(広告の規格及び掲載の位置)

第4条 広告の規格及び掲載の位置は、別紙に定めるとおりとする。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、初年度に限り掲載開始日から翌11月30日までとし、その後は1年間を単位とし更新を妨げない。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、別の期間を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載期間中において、地域の事情等により区掲示板を移設又は撤去する場合は、その都度当該期間を協議する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1件につき年間30,000円（内訳：2,500円／月）とする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者（以下「広告主」という。）の募集は、政策経営部広報課（以下「総合

窓口」という。)が行うものとする。

- 2 地域振興課長は、前項の募集を行う場合、募集する掲示板広告の仕様について、北区掲示板広告掲載募集要領（別記第1号様式）を作成し、北区掲示板広告掲載依頼書（別記第2号様式）を添えて、総合窓口へ提出する。
- 3 地域振興課長は、必要に応じて総合窓口と協力し、個別に広告の募集をすることができる。

(掲載の申込み)

第8条 広告主は、東京都北区掲示板広告掲載申込書（別記第3号様式）に必要書類を添えて、総合窓口に申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第9条 地域振興部長は、第2条の基準等に基づき、掲載の可否を審査するものとする。

- 2 地域振興部長は、前項の審査をするに当たって、広告主が広告の掲載を希望する区掲示板が設置されている町会・自治会及び関係各部の意見を求めるものとする。
- 3 地域振興部長は、前2項の審査の結果、第2条の基準等を満たすと認められたもので、要綱第12条の掲載順位と同じにする広告申込が募集した広告掲載件数を超えたときは、区掲示板に掲載する広告を抽選により決定する。

(広告掲載の決定通知等)

第10条 前条の規定により掲載広告を決定したときは、区長は、その結果を東京都北区掲示板広告掲載決定通知（別記第4号様式）又は東京都北区掲示板広告非掲載決定通知（別記第5号様式）により広告主に通知する。また、地域振興課長は、広告掲載企業等審査報告書（別記第6号様式）により前条の審査結果を速やかに総合窓口へ報告する。

(版下原稿の提出)

第11条 前条の規定により掲載の決定の通知を受けた広告主は、速やかに掲載広告の版下原稿を区長に提出する。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、広告掲載料を、区長が指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の不還付)

第13条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、第17条の規定により区掲示板を移設又は撤去したことにより継続して広告を掲載できない場合は、当該掲載料を還付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、既納の広告掲載料を還付することができる。
- 3 前2項の規定により既納の広告掲載料の還付を受けようとする廣告主は、東京都北区掲示板広告掲載料還付請求書（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。
- 4 広告掲載料の還付額は、廣告を中止する日の属する月の翌月から当該廣告の掲載期間が満了するまでの月数を月額で乗じた額とする。

（掲示板廣告の更新）

- 第14条 区長は、廣告主に対し、廣告掲載期間満了前に東京都北区掲示板廣告更新手続き通知（別記第8号様式）により通知する。
- 2 广告主は、廣告掲載期間満了後も継続して廣告掲載を希望する場合には、1年間分の廣告掲載料を、区長が指定する日までに納入しなければならない。

（掲示板廣告内容及び設置場所の変更）

- 第15条 广告主は、掲示板廣告の内容を変更する場合及び廣告板を移設する場合は、事前に区長に対し東京都北区掲示板廣告内容変更申請書（別記第9号様式）により申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の申請書を受理したときは、廣告掲載の内容を審査したうえ掲載の可否を決定し、東京都北区掲示板廣告内容変更採用通知（別記第10号様式）又は、東京都北区掲示板廣告内容変更不採用通知（別記第11号様式）により广告主に通知するものとする。

（廣告掲載の取消）

- 第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、廣告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 广告が区掲示板設置に関し支障となるとき。
 - (2) 广告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。
 - (3) 广告内容が第2条の基準等を満たさなくなったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。
- 2 区長は、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、廣告主に対し、東京都北区掲示板廣告掲載取消通知（別記第12号様式）を送付するものとする。

（北区掲示板の移設又は撤去）

- 第17条 区長は、地域の事情等により区掲示板を移設又は撤去しなければならない場合、廣告主の意思によらず移設又は撤去することができる。

(免責)

第18条 区長は、広告板が破損、滅失等の理由により広告掲載できなくなつたとしても、その責任を負わない。

2 区長は、区掲示板を移設及び撤去することにより広告掲載できなくなつたとしても、広告板に対し、その責任を負わない。

(広告主の責任及び負担)

第19条 広告の内容並びに広告板のイラスト作成、製作及び設置委託に係る経費は、広告主の責任及び負担とする。

2 広告主は、第8条の規定による申込み後に広告掲載を取りやめるときは、速やかに区長に報告する。この場合において、前項の経費は、広告主が負担する。

3 広告主は、第15条の規定により掲示板広告内容の変更及び広告板の移設が決定したときは、当該変更及び移設に係る費用を負担する。

4 広告主は前3項の経費を区長が指定する日までに納入しなければならない。

5 広告主は、広告板の良好な維持管理に努めなければならない。

6 撤去した広告板の保管は、広告主の責任とする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は地域振興部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成18年7月13日から施行する。

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月3日から施行する。

この要領は、令和4年9月8日から施行する。